

歯学倫理審査委員会

	氏名	所属(専門)	性別	備考
委員長	志茂 剛※	歯学部教授(組織再建口腔外科学)	男	第3条第1項(1)委員
委員	高橋 伸彦※	歯学部教授(内科学)	男	
	三浦 宏子	歯学部教授(保健衛生学)	女	
	谷村 明彦	歯学部教授(薬理学)	男	
	森 真理	歯学部講師(高度先進保存学)	女	
	姫嶋 瑞穂	薬学部講師(法学)	女	
	木村 司郎	一般	男	

以上7名

(任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

※は第7条に定める専門委員会の委員。および、第8条に定める迅速審査の委員。

参考：歯学倫理審査委員会内規（抜粋）

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員により5名以上で組織するものとする。

- (1) 自然科学（医学・医療の専門家等）の有識者若干名
- (2) 人文・社会科学（倫理学・法律学の専門家等）の有識者1名以上
- (3) 一般の立場を代表する者1名以上
- (4) その他、部局長が特に必要と認めた者

2 委員会は男女両性で組織し、部局外の委員複数名を含まなければならない。

3 委員の委嘱は、教授会の議を経て、学部長が行う。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に、委員の互選による委員長を置く。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第3条第1項第2号又は第3号の委員の内、少なくとも1名の出席がなければ開くことができない。

（専門委員会）

第7条 委員会は、特定の事項について予備的な調査及び検討を行うため、又は申請された実施計画について専門的な立場から調査及び検討を行うため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

3 専門委員会に、委員の互選により委員長を置く。

4 専門委員会は、委員会に対し調査及び検討の結果を答申しなければならない。

5 専門委員会は、参考人として研究等の実施責任者を出席させ実施計画の内容等について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。ただし、実施責任者が専門委員会委員である場合は、参考人として要請された場合を除き、専門委員会に出席することはできない。

6 専門委員会は、調査及び検討の結果を委員会に答申することをもって解散する。

（迅速審査）

第8条 委員会は、第6条による審議のほか、審査を迅速に行うため、次に掲げるいずれかに該当する審査について、委員会が指名する2名以上の委員による審査（以下「迅速審査」という。）に委ねることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。